

神奈川県再犯防止推進会議設置要綱

(設置目的)

第1条 神奈川県における再犯防止に関する施策を推進するため、神奈川県再犯防止推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進会議は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 神奈川県再犯防止推進計画（仮称）の策定及び推進等に関すること。
- (2) その他、神奈川県における再犯防止の推進に必要な事項に関すること。

(構成等)

第3条 推進会議は、学識経験者、関係団体職員、県民、国関係機関職員等により20名以内で構成する。

- 2 構成員の任期は、2年間とし、再任を妨げないものとする。
- 3 補欠又は増員により選任された構成員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

(座長)

第4条 推進会議に座長1人を置く。

- 2 座長は、構成員の互選により定める。
- 3 座長が不在のときは、あらかじめ座長が指名する者が代理する。

(会議の招集)

第5条 推進会議は、座長が招集し、その議長となる。

- 2 座長が必要と認めるときは、構成員以外の者を推進会議に出席させることができる。
- 3 必要に応じて、推進会議の下に、ワーキンググループを設置することができる。

(庶務)

第6条 推進会議の庶務は、福祉子どもみらい局福祉部地域福祉課が行う。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営その他必要な事項は別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成30年5月8日から施行する。
- 2 この要綱の施行後、最初の構成員の任期は、平成32年3月31日までとする。